

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年10月20日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	兵庫県
3. 市区町村名	加東市
4. 届出番号	7
5. 独自利用事務の事例番号	94-2
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	http://www.city.kato.lg.jp/kakukanogoannai/shiminseikatsubu/shiminka/1454058642007.html

執行機関名 加東市長

介護サービス等利用者負担軽減に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	加東市訪問介護利用者負担額助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	68	
③番号法別表第2の項	94	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		加東市行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報に関する条例 別表第2 第20の項 加東市訪問介護利用者負担額助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第1条	加東市訪問介護利用者負担額助成要綱第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、加齢に伴つて生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行つたため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。	第1条 この告示は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第8条及び第8条の2に規定する訪問介護、介護予防訪問介護又は夜間対応型訪問介護若しくは法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業(自己負担割合が保険給付と同様のものに限る。)(以下「訪問介護」という。)の利用について、低所得の障害者に対し、訪問介護利用者負担額を助成し、利用者負担の軽減を図ることにより、その生活の安定及び介護保険制度の円滑な導入に資することを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		加東市訪問介護利用者負担額助成要綱